



この文書は、www.dmirs.wa.gov.au/underpaymentcomplaints のウェブサイトの「Making a complaint about underpayment of wages or entitlements [賃金や手当等の不払い・過少払いに対する不服申立てをする]」のページにある情報を再現したものです。

賃金や手当等の不払い・過少払いに対する 不服申立てをする

民間セクター労使関係部門の調査官に、不払い・過少払いに関する不服申立てをする

このページは、西オーストラリア州雇用法のもとで法律により保障されている賃金や有給等の権利について、不払い・過少払いを受けたとお考えの被雇用者のためのものです。

ここに掲載されている情報は、以下のような方に関連性のあるものです：

- 州の労使関係制度 (www.dmirs.wa.gov.au/irsystemguide) の管轄下にある被雇用者で、つぎのような賃金や有給等の不払い・過少払いについて支援を必要としている方：
 - 西オーストラリア州の Award [職種別の法定労働条件] に基づく賃金レートおよび法律で保障されている有給・休暇の権利；
 - *Minimum Conditions of Employment Act* [最低雇用条件法] により定められた最低賃金レートおよび法律で保障されている有給・休暇の権利
- 州・連邦のいずれの労使関係制度の管轄下にあるかに関わらず、西オーストラリア州の *Long Service Leave Act* [永年勤続休暇法] (www.dmirs.wa.gov.au/longserviceleave) により定められ保障されている Long Service Leave [永年勤続休暇] の不払い・過少払いについて支援を必要としている被雇用者。

Department of Mines, Industry Regulation and Safety [州政府 鉱物・産業規制・安全省] の Private Sector Labour Relations [民間セクター労使関係] 部門は、上記のような法律で保障されている手当等の不払い・過少払いが疑われている案件について、調査することができます。

被雇用者の方は、下記の手順で民間セクター労使関係部門に不払い・過少払い案件の不服申立てを行うことができます。

なお、ここに掲載されている情報は、つぎのような方には関連性がありません：

Wageline にお問い合わせの際は、必要であれば Translating and Interpreting Service [翻訳・通訳サービス] を電話 (13 14 50) でご利用いただけます。

- 連邦の労使関係制度の管轄下にある被雇用者で、賃金レートや年次有給その他の法律で保障されている雇用上の権利の不払い・過少払いについて支援を必要としている方。これに該当する被雇用者は、Fair Work Ombudsman[フェアワーク・オンブズマン] (www.fairwork.gov.au)にご相談ください。
- 雇用契約に基づいて Award[職種別の法定労働条件]や最低賃金レートを上回るような賃金レートその他の給付・福利を要望していて、その要求が既に雇用主から拒否されている被雇用者。これに該当する被雇用者は、Western Australian Industrial Relations Commission [西オーストラリア州労使関係委員会]に、Contractual Benefits Claim[契約上の給付・福利申請]を行うことができます。同委員会は、州・連邦いずれの労使関係制度の管轄下にある被雇用者についての契約上の給付・福利申請にも対応することができます。詳細は、同委員会のウェブサイト (www.wairc.wa.gov.au) を訪問して確認してください。

現在または過去の雇用主が州と連邦のどちらの労使関係制度の管轄下にあるのか明確には分からないという方は、Wageline(電話:1300 655 266)にお問い合わせすることをお勧めします。Wageline は事業者検索を行い、ほとんどの場合において、当該雇用主にどちらの制度が適用される見込みなのかをお知らせすることができます。

ステップ 1 – 法律で保障されている自分の手当等を確認する

- 州の Award[職種別の法定労働条件]が適用されている被雇用者の方であれば、WA Award Summary [西オーストラリア州 Award 要約] (www.dmirs.wa.gov.au/awardsummaries) を確認してください。
- Award が適用されていない被雇用者の方は、Award 非適用の被雇用者向けの最低賃金レートおよび最低労働条件 (www.dmirs.wa.gov.au/minimumpayrates) を確認してください。
- Long Service Leave[永年勤続休暇]については、Long Service Leave Calculator[永年勤続休暇計算ツール] (www.dmirs.wa.gov.au/lslcalculator) を参照してください。
- 法律で保障されている年次有給については、Annual Leave Calculation Guide [年次有給計算ガイド] (www.dmirs.wa.gov.au/annual-leave-calculation-guide) を参照してください。

明確に分からない場合は、Wageline(電話:1300 655 266)にお電話ください。

ステップ 2 – 雇用主と話し合いを持つ

まずは雇用主と話し合い、問題を解決できるか確認してみましょう。その際は、自分が既に Wageline に相談したことを雇用主に伝え、自らに法律で保障されている手当等について Wageline からどのような情報を説明されたのかを知らせましょう。

ステップ 3 – 自身の主張を雇用主に書面で伝える

雇用主と話し合いを持つのと並行して、自分が懸念している点を書面にまとめて雇用主に伝えるようにしましょう。参考になるように、[サンプルの書面](#)が用意されています。なお、このサンプル書面は主張内容の性質によって変更して使用することができます。

書面では、なぜ自分が法律で保障されている手当等を正しく支払われてこなかったと考えているのかについて、できるだけ多くの情報を提供するようにしましょう。感情的な言葉を使うことなく事実を述べた書面のほうが、問題解決に役立つ可能性が高くなります。

また、Wageline の西オーストラリア州 Award 要約など、自分の主張の裏付けや根拠となるような情報も雇用主に提供することができます。

どのくらいの期間で雇用主からの回答・対応を希望するのかについては、たとえば 14 日など、妥当な期間を設定するようにしましょう。

書面の送付については、E メール送信や郵送、または Registered Mail[書留郵便]等の送付方法を検討することができます。

送付する書面については、その写しと、書留郵便を利用した場合は Delivery Receipt [配達証明] を保管しておく必要があります。Private Sector Labour Relations [民間セクター労使関係部門] に正式な不服申立てを行う (ステップ 4 を参照) 場合、正式な不服申立て手続きの一環として、雇用主に送付した書面の写しと、それに対してあなたが受領したすべての回答・対応を提出するよう求められます。

ステップ 4 – 正式な不服申立て

賃金または法律で保障されている手当等の不払い・過少払いについて民間セクター労使関係部門に不服申立てを行う前に、雇用主と問題を解決するよう試みるようにしてください (ステップ 2 および 3 を参照)。

自らの手で問題を解決できなかった方には、民間セクター労使関係部門に正式な不服申立てを行うことが認められています。

申立てを行う際は、オンライン・フォームへの記入を一度始めると記入を終えて送信するところまで完了しなければ、最初からやり直す必要がありますので、雇用主についてのすべての情報 (例: 事業者名、ABN [豪州事業者登録番号]、担当者名) と自らの主張の裏付けや根拠となるような文書 (例: 書簡・書面や E メール、テキストメッセージ、給与明細の写し) を必ず用意しておくようにしましょう。

不払い・過少払いを主張している金額の算出について追加支援を必要とする方は、西オーストラリア州永年勤続休暇計算ツール (www.dmirs.wa.gov.au/lslcalculator) や年次有給計算ガイド (www.dmirs.wa.gov.au/annual-leave-calculation-guide)、該当する西オーストラリア州 Award 要約 (www.dmirs.wa.gov.au/awardsummaries)、または Award 非適用の被雇用者向けの最低賃金レート (www.dmirs.wa.gov.au/minimumpayrates) の各該当ウェブサイトをご覧ください。

必要な情報がすべて揃い準備ができた方は、[Online underpayment of wages or entitlements complaint form \[賃金または法律で保障されている手当等の不払い・過少払いに関する不服申立てのためのオンラインフォーム\]](#) に記入して、不服申立てを行うことができます。

ステップ 5 – 調停

申立てフォームが受領されると、当機関はその案件の調停を試みます。申立てられた案件を担当する Conciliation Officer [調停官] が指名され、申立てをした被雇用者と当該の雇用主と共に、問題の解決を試みます。この調停手続きは、通常は調停官が最初に被雇用者に連絡を取ってから約 21 日間かけて行われます。

ステップ 6 – 正式な調査

[Private Sector Labour Relations Division Compliance and Enforcement Policy \[民間セクター労使関係部門コンプライアンスおよび法執行方針\]](#) に基づき、申立てが調停を経ても解決されなかった場合、その申立て案件は Industrial Inspector [労使調査官] の所管となり、正式な調査が行われることとなる場合があります。

民間セクター労使関係部門は、受領した申立てのすべてを正式に調査するわけではなく、どの案件を調査するのかの決定にあたっては、裁量権を行使します。同部門は、申立てが正式に調査されるかどうかの見極めに役立てていただくために、ガイドラインを作成しました。このガイドラインは、[民間セクター労使関係部門コンプライアンスおよび法執行方針](#) の Attachment A [添付文書 A] に記されています。

不服申立てが正式調査段階へと進むことになった場合は、その案件を担当する労使調査官が指名されます。労使調査官は中立な立場にあり、被雇用者の代理人でも、雇用主の代理人でもありません。調査官は、雇用法の違反が疑われる案件を調査することを役割としています。

正式な調査において、申立て人である被雇用者は以下のことを求められます：

- 主張している賃金や手当等の不払い・過少払いについて有しているすべての証拠の提出。証拠としては、つぎのようなものが含まれます：
 - 給与明細の写し
 - Payment Summary (Group Certificate) [源泉徴収額・給与額等が記された、雇用主から発行される用紙]

- 賃金の支払いが示されている銀行の取引明細
 - 書面による雇用契約
 - タイムシート
 - 日記・手帳等の記録
- その案件について真実の情報を提供すること
 - 自らの雇用と、雇用主から受領した賃金および法律で保障されている分の手当等についての証言・供述書の作成
 - 案件を担当している労使調査官と連絡を取り合い、雇用主との間で問題が解決された場合や、自らが西オーストラリア州外に出る場合など、状況に変化があったときはいかなるものでも調査官に知らせること

申立てフォームが受領されると、当機関はその案件の調停を試みます。申立てられた案件を担当する Conciliation Officer [調停官] が指名され、申立てをした被雇用者と当該の雇用主と共に、問題の解決を試みます。この調停手続きは、通常は調停官が最初に被雇用者に連絡を取ってから約 21 日間かけて行われます。

ステップ 7 – 調査の終了

労使調査官による正式調査が終了すると、申立て人である被雇用者に連絡がいき、調査結果が知らされます。証拠等により雇用法違反が裏付けられた場合、当機関が当該の雇用主に対して被雇用者への不払い・過少払い分の手当等を支払うよう通告します。

ウェブサイトのコンプライアンス・法執行に関するセクション (www.dmirs.wa.gov.au/pslircomplianceetools) には、民間セクター労使関係部門が利用するコンプライアンス・ツールと法執行事案についての情報が記載されています。

ステップ 8 – 労使関係治安判事裁判所

証拠等により雇用法違反が裏付けられた後に雇用主が自主的に違反状態を解決しなかった場合、その案件は Industrial Magistrates Court [労使関係治安判事裁判所] で審理され、判断を受けることになる可能性があります。このような場合、申立て人である被雇用者は裁判所で証言をするよう求められることがあります。

法執行事案のページ (www.dmirs.wa.gov.au/pslrenforcementmatters) には、労使関係治安判事裁判所で審理され、申立てが認められた法執行事案のリストが掲載されています。

労使関係治安判事裁判所に申立てをする

[Taking a claim to the Industrial Magistrates Court - a guide for employees publication \[労使関係治安判事裁判所に申立てをする - 被雇用者向けガイド冊子\]](#) は、被雇用者が西オーストラリア州の雇用法や Awards、労使合意により定められ保障されている手当等の未払いについて、独自に労使関係治安判事裁判所に申立てを行うための支援をする文書です。

賃金等不払いについての匿名通報

www.wagetheft.wa.gov.au のウェブサイト上にある Anonymous Wage Theft Report Form [賃金等不払いの匿名通報用フォーム] を利用すれば、西オーストラリア州雇用法に基づく賃金等不払い案件について匿名通報することができます。

翻訳・通訳サービス

Wageline へのお電話の際に通訳サービスが必要な方は、Translating and Interpreting Service (電話: 13 14 50) をご利用ください。

全国リレーサービス

National Relay Service は、耳が聞こえない方や聴覚・言語障害の方が Wageline にお問い合わせする際に支援を提供しています。このサービスを利用する方は、National Relay Service (電話: 13 36 77) にお電話のうえ Wageline にお電話したい旨をお伝えするか、同サービスのウェブサイト (www.relay-service.gov.au) をご訪問ください。